

意見書（医師記入）

認定こども園 立正幼稚園長様

園児名 _____

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
____月 ____日から登園可能と判断します。

平成 ____年 ____月 ____日

医療機関 _____

医師名 _____ (印)

保育所・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間を考慮し、子どもの健康回復状態が保育所での集団生活可能な状態となつてからの登園になるようご留意ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	登所（園）のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化 ^{かさひか} してから（かさぶたが出来る状態）
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日が経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて 連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

(参考) 保育所・認定こども園で多い感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所(園)のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後、24時間から48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口の中に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化 ^{かひか} してから
突発性発疹	感染力は弱いが発熱中は感染力がある	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと